

お客様へ

本人以外の名義を使用した取引（口座開設）は、法令により禁止されておりますので、ご注意ください。

以下のような取引は、脱税やマネー・ロンダリング（資金洗浄）といった行為の温床となる可能性があることや、相場操縦といった不正取引に利用される可能性があり、「商品先物取引法 法第 116 条」、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により禁止されています。

●仮名・借名取引は禁止されています

仮名取引⇒架空の名義や他人の名義などを使用し、本人の素性を隠して行う取引。

借名取引⇒家族や友人など本人以外の名義を借り、名義人になりすまして行う取引。

■仮名取引の具体例■

- ・ 架空の名義で口座を開設し、取引をしている場合等
- ・ 他人の名義を勝手に利用して口座を開設し、取引をしている場合等

■借名取引の具体例■

- ・ 家族や友人から取引を全て一任されている場合等（口座の名義人の方が投資判断を行っていない、実際の資金提供者は別にいる）
- ・ 数人のお客様で一つの口座を利用して取引をしている場合等

【取引開始後】

- （１） 「仮名・借名取引の事実」、「不正資金の流入（自己資金以外）」等、不正取引の疑義が生じた場合⇒詳細調査を開始。調査への協力が得られない場合は、新たな入金・建玉は受けません。
- （２） 不正取引の事実が判明した場合には、新たな入金・建玉は停止し、清算手続きをとらせて頂きます。

以上

◎ **セントラル商事株式会社**

平成 23 年 1 月